

「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の 使用について

1 目的

地域版ここ滋賀登録要綱「1-1 その他」に規定する「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の使用に関して必要な事項について定める。

2 「ここ滋賀〇〇」の名称

「ここ滋賀〇〇」の名称（〇〇に使用する地域名）については、次の（１）から（４）に掲げるところによる。

- （１）登録店舗が所在する地域名とし、その範囲は字から都道府県までとする。
- （２）広く一般に使用されている地域の通称についても使用可能とする。
- （３）滋賀県およびここ滋賀のイメージを損なう名称については、登録を認めない場合がある。
- （４）既に登録されている名称については、重複して認めない。

3 「ここ滋賀のロゴマーク」の使用

「ここ滋賀のロゴマーク」の使用に当たっては、次の（１）から（４）に掲げるところによる。

- （１）県が提供するロゴデータを使用することとし、ロゴマークのタテヨコ比率の変更、色の変更、余白部分の比率の変更、輪郭線の追加など、著作者人格権を侵害する行為はできない。
- （２）（１）による「ここ滋賀のロゴマーク」の使用に当たっては、必ず地域名を添えるとともに、地域名の大きさ等にも配慮し、ここ滋賀と誤認、混同させないようにしなければならない。
- （３）「ここ滋賀」の名称を使用したロゴマークを別途作成してはならない。
- （４）（１）から（２）により「ここ滋賀のロゴマーク」を使用する際には、事前に滋賀県が確認を行うこととする。

[デザイン・余白部分の比率]

